

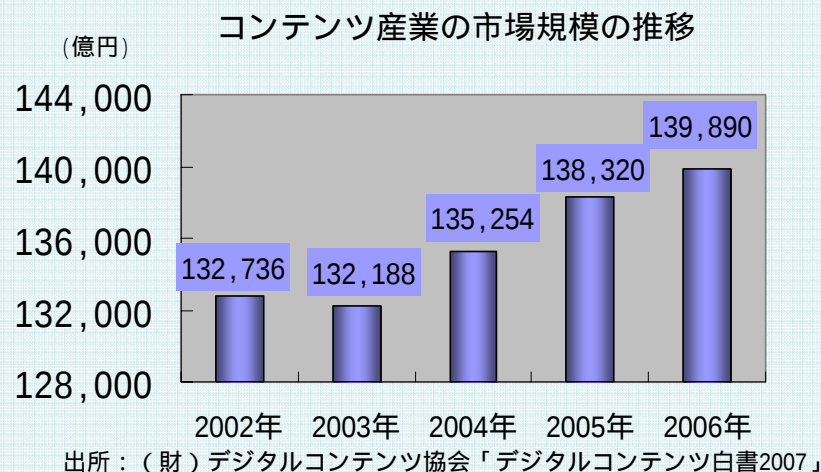
デジタル時代におけるコンテンツ振興の ための総合的な方策について

2007年9月28日
第1回コンテンツ・日本ブランド専門調査会資料

(1) 背景

市場動向

我が国コンテンツ産業の市場規模は着実に伸びているが、諸外国に比べると低水準

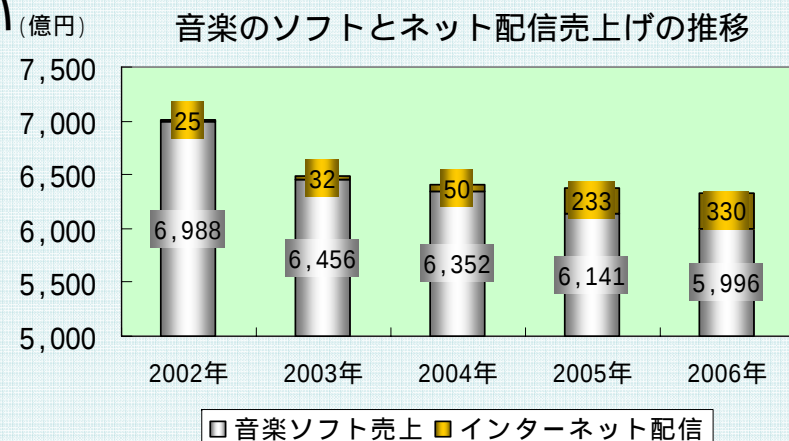
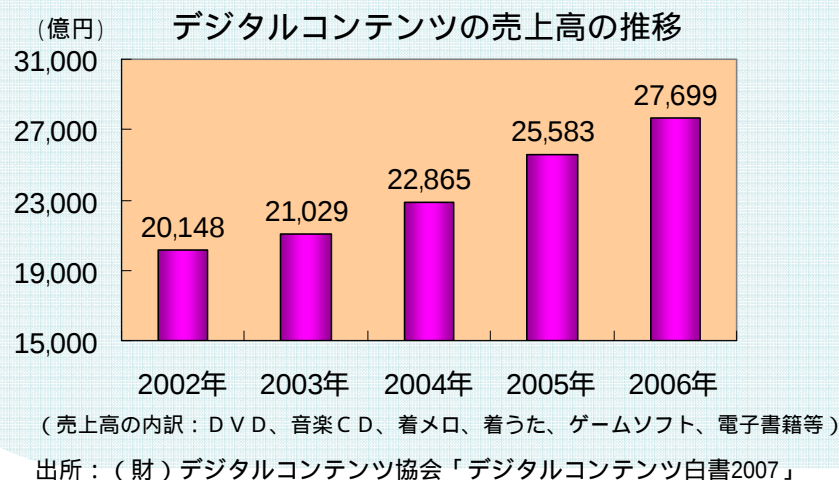


コンテンツビジネスの国際比較 (2005年)

	コンテンツ市場	GDP	コンテンツ/GDP
日本	0.12兆ドル	4.51兆ドル	2.66%
米国	0.55兆ドル	12.46兆ドル	4.41%
世界	1.33兆ドル	44.38兆ドル	3.00%

出所：PricewaterhouseCoopers,
 “Global Entertainment and Media Outlook:2006-2010”,
 世界銀行ホームページ、
 IMF “International Financial Statistics”, Apr. 2006

デジタルコンテンツの売上げ規模は著しい伸び。特に音楽については音楽ソフトが減少する一方、ネット配信の伸びが著しい



出所：(財)デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2007」

技術動向

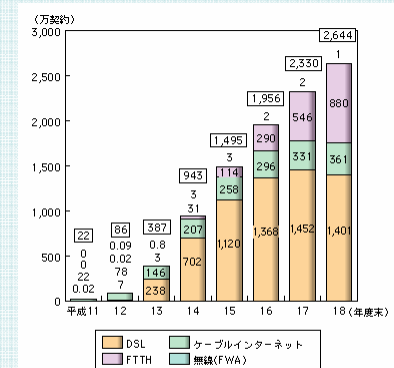
高画質映像の I P 配信の本格化

- ハイビジョン映像をIPTV向けに安定的に伝送可能な通信インフラを整備 (FTTH、NGN等)
- IP配信による視聴に対応したテレビ受像機が主要メーカから発売され、テレビ受像機向けの映像配信が増大する見込み
- 2007年内にIPTVの国内向け規格を策定予定。ITU-Tにて国際標準規格を策定中

携帯端末向け映像配信・マルチメディア放送の進展

- 携帯端末の通信速度の高速化により、携帯端末向けの映像配信が増大する見込み
- ワンセグ対応携帯電話の出荷台数は、累計1,200万台に達し、拡大傾向。今後、放送法改正により、ワンセグ専用番組が放送される見込み
- 地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)の実用化試験放送を利用して、携帯電話向けに映像、音楽、データを組み合わせた放送番組を配信中
- 2007年3月から、米国では、携帯電話向けにリアルタイム放送と蓄積型放送を組み合わせたMediaFLOを開始

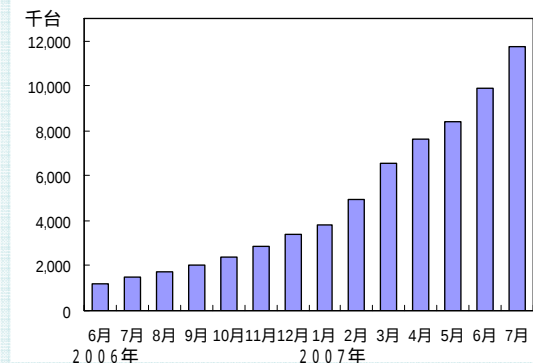
ブロードバンド契約数の推移



※ 平成16年度分以降は電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は事業者から任意に報告を受けた契約数を集計

出所: 総務省 情報通信白書平成19年版

ワンセグ対応携帯電話端末の累計出荷台数



出所: (社)電子情報技術産業協会

世界の動向

アメリカ —テレビ番組のネット配信の進展—

- ・2006年8月までに、ABC、NBC、CBS、FOXの4大ネットワークがiTunesで番組配信を実施
- ・2006年5月～6月にABCがテレビ番組について、インターネットで無料視聴できるサービスを試験的に実施
- ・2007年4月、CBSがテレビ番組をインターネットで無料配信するサービスの実施を発表

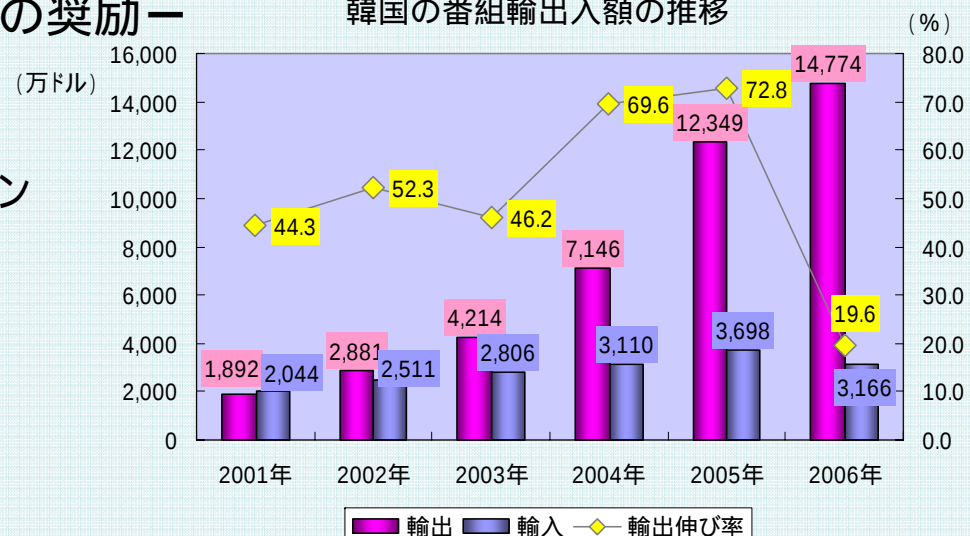
イギリス —テレビ番組のネット配信の進展—

- ・2007年7月、BBC放送が放送後1週間内のテレビ番組について、インターネットでパソコンに無料でダウンロードし視聴できるサービス「アイプレーヤー」の試験提供を開始

韓 国 —テレビ番組の輸出の奨励—

- ・「放送映像産業振興5ヵ年計画」や「C-Korea2010」等の計画の下、放送コンテンツの海外展開を支援
- ・2002年から輸出入が逆転

韓国の番組輸出入額の推移



出所：総務省「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」
（第22回）中村伊知哉教授説明資料

今後の展望

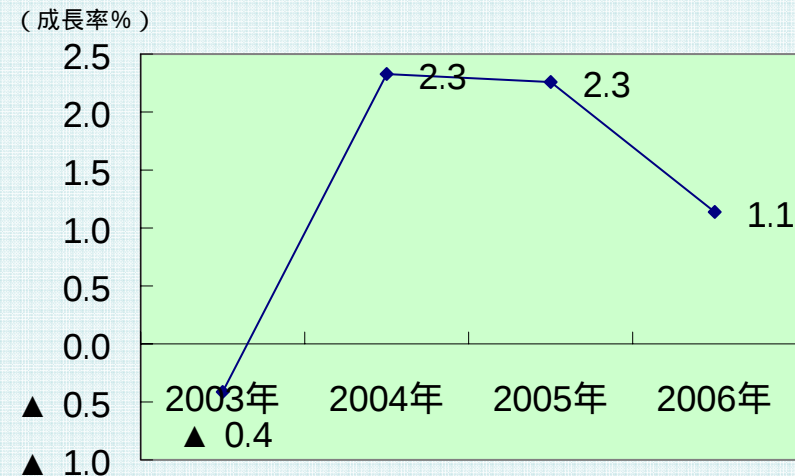
今後少子高齢化が進展し人口は減少傾向。最近のコンテンツ産業の伸びも低調で、長期的戦略がなければ先細りのおそれ

基本的戦略と4つの視点

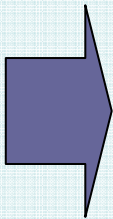
【基本的戦略】

既存の枠組にとらわれず、
良質なコンテンツを多数生み出し、
国内外の多くの人々が
いつでもどこでも何度でも
これらを楽しむ環境をつくる

最近のコンテンツ産業の市場規模の伸び率の推移



出所：(財)デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2007」

- 
- ・新たなサービスの展開
 - ・コンテンツ流通の促進
 - ・優れたコンテンツの創造
 - ・海外展開の促進

（ ２ ） これまでの取組と検討の方向性

新ビジネスへの挑戦

これまでの取組

通信・放送の総合的な法体系に関する検討の開始

2007年6月 総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の中間取りまとめを公表(以下、抜粋)

「縦割り規律」に基づく通信・放送法体系を抜本的に見直し、情報通信を、機能や求められる役割に基づき、情報を作成・編集・表現した形態である「コンテンツ」、情報の円滑な流通を媒介する「プラットフォーム」、情報を電磁的手段により送り、伝える「伝送インフラ」の3つのレイヤーを基軸として分類し、それぞれの規律の内容について検討する。

「公然性を有する通信」のうち現在の放送と類比可能なコンテンツ配信サービスについて、現在の放送を含め「メディアサービス(仮称)」として一体化し規律することとし、その他の「公然性を有する通信」を「公然通信(仮称)」として違法・有害コンテンツ流通対応を制度化することを検討すべきである。

IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信に係る権利の見直し

2007年1月 改正著作権法施行により、IPマルチキャスト放送事業者が行う放送の同時再送信について、著作権法上の有線放送と同様の取扱い(実演家・レコード製作者の許諾を必要としない)とされた

新ビジネスへの挑戦

検討の方向性

○ 放送と通信に関する新技術の発展やニーズの変化を踏まえ、知財法制の在り方を検討すべきではないか

(例) 放送と通信に関する権利関係の見直し
放送事業者と通信事業者の著作権法上の位置付け など

○ コンテンツの流通経路を多様化することにより、新たなサービスの展開や新たな需要の創出を図るべき。その際、障害となる制度・運用上の課題があれば、早急にこれを解決していくべきではないか

(例) 携帯端末向けマルチメディア放送の円滑化
ネット検索サービスに係る著作権法上の課題
IPマルチキャスト放送における自主放送の取扱い
著作権法上の間接侵害の明確化 など

流通促進

これまでの取組

コンテンツ・ポータルサイトの整備

2007年6月 日本経済団体連合会の主導により、日本の映画、放送番組、音楽、文芸作品、コミック、アニメ、写真／美術、ゲームのコンテンツに関する情報が検索できるコンテンツ・ポータルサイト(「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」)が運用開始

契約ルールの整備

・映像実演：2007年2月 日本経済団体連合会の下に設置された実演家、放送事業者等で構成する「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」において、放送番組における出演契約ガイドラインとマルチユース促進のための方策を取りまとめ

・映画：2007年3月 経済産業省において国内製作契約、海外ライセンス契約、国際共同製作に係る契約に関する法的問題や契約見本を含む報告書を取りまとめ

・放送番組：2004年3月 総務省が「放送番組の制作委託に係る契約見本」を策定。放送事業者は、2005年3月、本契約見本に基づき制作委託取引に関する自主基準を策定

・ライブエンターテインメント：2006年3月 日本経済団体連合会において策定した出演契約ガイドラインを関係各社に配布し、周知徹底

流通促進

これまでの取組

放送番組のインターネット利用に関する集中管理事業の開始

- ・2007年4月 日本芸能実演家団体協議会・CPRAが、放送番組をインターネット利用する際に使用されたレコードと映像に関する実演家の権利に関する一任型集中管理を開始
- ・同様に、日本レコード協会も、レコードを録音した放送番組をインターネットで利用する際の送信可能化権についての一任型集中管理を開始

映画盗撮防止法の施行

2007年8月 映画の上映中に劇場内で無許可で撮影された映像が違法に流通すること等の問題に対応する「映画の盗撮の防止に関する法律」施行

エンターテインメント・ロイヤーの充実等

- ・2005年4月、知的財産高等裁判所が発足するとともに、2005年11月にはエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークがNPO法人として認証
- ・2007年3月末時点で610名(うち弁護士374名)が会員

検討の方向性

- コンテンツのマルチユースを促すため、権利者への適正な利益の還元を図りつつ、利用の円滑化を図る仕組みを構築すべきではないか
 - ・コンテンツ・ポータルサイトを中核としたコンテンツ関係者の連携による権利者情報の一元化システムの構築
 - ・権利者不明の場合の新たな法的措置の検討
 - ・多数の権利者が関与するコンテンツにおける一部権利者の反対への対応
 - ・集中管理事業の充実・強化 など
- マルチユースを前提とした契約ルールづくりを促進すべきではないか
 - ・日本経済団体連合会における契約ルールづくりの促進
 - ・放送番組の著作権の帰属、窓口管理業務の在り方 など
- 違法ダウンロード等への対応を充実すべきではないか
 - ・違法ファイルの探索システムの整備、適法マークの普及等の取組に対する支援 など

優れたコンテンツの創造

これまでの取組

放送番組の製作委託契約に関する自主基準の策定

- ・2004年3月 総務省「放送番組の制作委託に係る契約見本」
- ・2005年3月 放送事業者による、契約見本に対応した制作委託取引に関する自主基準

独禁法役務ガイドラインの改定・改正下請法施行

- ・2004年3月 公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針(役務ガイドライン)」改定
- ・2004年4月 改正下請法施行により、新たにコンテンツ等の情報成果物作成分野の下請取引が下請法の規制対象に。公正取引委員会において、2006年度は362件の警告

専門職大学院等による人材育成の進展

- ・構造改革特区のもとに専門職大学院としてデジタルハリウッド大学院大学が設置
- ・2004年度以降に、新たに20以上の大学及び大学院において、コンテンツ分野の人材育成が開始

信託業法改正等資金調達手段の多様化

- ・2004年12月 改正信託業法施行(知財権を含む一般財産権が受託可能財産になり、金融機関以外も信託業を営むことが可能となった。)

優れたコンテンツの創造

検討の方向性

- 制作者に適正な利益配分がなされるようにすべきではないか
 - ・ ガイドライン等に基づく契約締結の促進
 - ・ 制作者・実演家等の権利の保護とコンテンツの利用のバランスのとれた制度づくりなど
- 人材育成、人材確保のための取組を強化すべきではないか
 - ・ 演劇子役の就労可能時間の延長
 - ・ 海外からの留学生の受入促進 など
- 制作資金の調達方法の多様化を図るべきではないか
 - ・ コンテンツ投資を促すための制作者側の情報開示の推進 など

海外展開

これまでの取組

J A P A N国際コンテンツ・フェスティバルの開催

・2007年9月～10月 東京を中心に、映画、アニメ、ゲーム、マンガノキャラクター、放送、音楽など各分野のイベントを一定の期間中に開催する統合コンテンツ・フェスティバルを開催し、日本の魅力、才能、商品を総合的に海外に発信

文化庁メディア芸術祭上海展の開催

・2007年8月 日中国交正常化35周年を記念し、上海において近年の文化庁メディア芸術祭で受賞した日本人作家による優秀作品を展示。アートとエンターテインメントの融合や、先端技術と感性の融合によって実現した作品を通して、「楽しい文化を創造する日本」を紹介

外国人マンガ家の顕彰

・2007年度から、マンガという日本発の表現方式を国際的に浸透させるため、新進気鋭の外国人マンガ家を表彰する「国際漫画賞」を設置

海賊版対策の推進

・コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の制定したコンテンツ海外流通マーク(CJマーク)が台湾・香港等において商標登録され、中国・韓国においても出願済

・2007年6月、G8ハイリゲンダム・サミット首脳宣言において、海賊版対策を含む知的財産権の保護の重要性について言及

海外展開

検討の方向性

- 海外における売上の拡大を図るべきではないか
 - ・国際共同製作・共同ビジネスの推進
 - ・コンテンツ取引市場の整備・国際化
 - ・海外における日本のイメージ等に関する体系的な調査を踏まえた海外発信の強化など
- 海賊版対策を強化すべきではないか
 - ・模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期実現
 - ・正規版の海外への迅速なネット配信ビジネスへの支援など